

学 則

1 研修の目的 介護を通じて高齢者の生活を支え、その質を向上させるため、理念・技能をそなえた人材を育成し、地域の福祉に貢献する。

2 研修の名称 介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
白老郡白老町東町4丁目6番7号	夜間・通学(実習は日中)	1年	5か月	30名	48,000円	中学校卒業以上の一般(町内在住)

※但し定員については定員を下回る場合は町外在住者を対象とすることがある。

4 受講手続

(1) 募集時期 開講日の2か月前から募集し20日前に締め切る

(2) 受講料納入方法 白老町社会福祉協議会事務所で申込時に一括して納入する。分割納入も可。但し分割納入を希望する場合は事前に分割納入申込書に必要事項を記載して申し込む。

(3) 受講料返還方法 受講前については、当会の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。他は返還しない。

5 カリキュラム 研修時間数は、別紙1のとおりとする。

6 主要テキスト 株式会社QOLサービス 介護職員初任者研修テキスト(全2巻)

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法 ア、受講生は、講義開始前に講義出席簿に押印する。  
イ、講師は、各教科の開始前に出欠確認を行う。  
ウ、15分以上の遅刻早退中座は欠席として取り扱う。

(2) 成績の評定方法 筆記テスト・介護技術等の習得度・受講態度・ノートの記載内容を評定する。

(3) 修了の認定方法 成績の評定方法はA(80点以上)、B(60点から79点)、C(40点から59点)及びD(40点未満)の4段階とし、B以上を合格点とする。  
合格点に至らなかった場合は、補講を行う。  
筆記テストにおいては追試を行う。追試は3回までとする。

(4) 修了証明書 修了が認定された者には、修了証明書を交付する。

8 補講の取扱い 止むを得ず欠席した教科については補講を行う

- ① レポート提出による補講。別紙2に定める上限まではレポートを提出し、提出されたレポートが成績評定方法においてB以上の場合は補講が終了したものとする。レポートの評価がC以下の場合は再提出を行う。
- ② 講師による補講。上記①の上限を超えた場合は講師による補講を行う。補講に係る費用は30分当たり1,500円とし、受講生が受講料とは別に負担する。補講の上限は原則として20時間までとする。
- ③ 修了評価を欠席した場合は別の日に振り替えて実施する

④修了評価以外のその他の教科については担当講師が必要事項を伝達することですることとする。

- 9 退学規定 (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。  
(2) 受講者の本分にもとる研修の秩序を乱す等の行為のあったときには、退学を命ずることができる。
- 10 講師 講師は別紙3の講師一覧に記載された者のみが務めることとする。
- 11 実習施設 実習施設は別紙4の指定の施設で実施することとする。